

平成 29 年 第 2 回

高森町議会 2 月臨時会会議録

平成 29 年 2 月 24 日 開会



高 森 町 議 会

2 月 2 4 日 (金)

(第 1 日)

平成29年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成29年2月24日

午前11時10分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

1 番 牛嶋津世志君

3 番 後藤 三治君

日程第2 会期の決定

（1） 会 期 （1日間）

自 平成29年2月24日

至 平成29年2月24日

（2） 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
2月24日（金）	本会議	議案審議

日程第3 議案第6号 訴訟上の和解について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番 牛 嶋 津世志 君

3 番 後 藤 三 治 君

4 番 興 梶 壽 一 君

5 番 芹 口 誓 彰 君

6 番 立 山 広 滋 君

7 番 森 田 勝 君

8 番 本 田 生 一 君

9 番 田 上 更 生 君

10 番 佐 伯 金 也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長 草 村 大 成 君 教 育 長 佐 藤 増 夫 君

総務課長	佐藤武文君	生活環境課長	松本満夫君
政策推進課長	馬原恵介君	健康推進課長	阿南一也君
税務課長	佐伯実君	建設課長	沼田勝之君
会計課長	河崎みゆき君	たからポイントチャンネル事務局長	東幸祐君
教育委員会事務局長	阿部恭二君	監査委員事務局長	安方含君
政策推進課審議員	橋本俊太郎君	教育委員会審議員	堺昭博君
総務課長補佐	岩下徹君	総務課総務係長	岩下雅広君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐藤幸一君	議会事務局庶務係長	山田耕生君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前 1 1 時 1 0 分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日は、平成 2 9 年第 2 回高森町議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙のところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。

もう 2 月下旬となっております。この寒さも随分緩やかに温かくなってきているのではないかなというところも少しは感じられるという季節になってきました。町民の皆様もこの春に向かって、気持ち的にも健やかになられているのではないかなというふうに拝察いたしているところでございます。

さて、本日は第 1 回町議会定例会を目前に据えておりますが、平成 2 6 年に訴えを提起してありました件について、裁判所より和解案が提示されましたために、早急に議会に御審議をいただきたく、臨時会を招集をさせていただきました。どうぞ御了承いただきますようお願いを申し上げます。

ということで、本日御提案申し上げますのは、和解に関する議案 1 件でございます。御審議の上、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成 2 9 年第 2 回高森町議会臨時会を開会します。

なお、住民福祉課長 安藤吉孝君、農林政策課長 後藤健一君、農林政策課審議員 古澤要介君、生活環境課審議員 田上浩尚君から欠席届がっておりますので、報告いたしておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、1 番 牛嶋津世志君及び 3 番 後藤三治君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日2月24日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第6号 訴訟上の和解について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第6号、訴訟上の和解についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第6号、不当利得金返還等請求事件に係る和解について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年5月8日開催の平成26年第3回臨時議会の議決を得て、同年5月23日、熊本地方裁判所阿蘇支部に訴訟の提起を行った不適正な行為により、町から支払いを受けた介護報酬の返還等請求事件について、訴訟上の和解を行うものであります。

本事件の裁判は、これまで熊本地方裁判所民事第二部で計18回にわたり審理が進められたところでありますが、今回、本年2月13日に熊本地方裁判所から訴訟代理人である弁護士を通じて、和解条項案が示されました。

和解案の内容は、議案書記載のとおりであり、本町が損害賠償を求めた金額20万6,399円に対し、その後の審理経過を踏まえ、解決金として115万円の支払い義務が被告にあることとするものであります。そのほかにつきましては、記載されているところでございます。

なお、南阿蘇村におきましても、本町と同じ平成26年5月23日に、熊本地方裁判所阿蘇支部に訴訟の提起を行い、熊本地方裁判所民事第三部で計15回の審理を重ね、平成28年12月5日に熊本地方裁判所から訴訟代理人である弁護士を通じて和解案が示され、同年12月16日開催の南阿蘇村村議会において和解の決議が行われております。

以上、今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議をいただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。

訴訟上の和解について御説明申し上げます。

本議案は、２月１３日に熊本地方裁判所から訴訟代理人である弁護士を通じて和解案が示されたことにつきまして、地方自治法第９６条第１項第１２号の定めに基づく和解の議決をいただきたいとするものでございます。

事件の概要について御説明申し上げます。被告らは、平成１８年３月から平成２０年２月までの間、保険者である高森町に対し、提供したことを認めるに足りる資料が存在しないサービスをしたとして費用請求し、または実際に提供したサービスでは請求できない種類、内容で不適正な請求を行い、本町から支払いを受けました。平成２０年５月から平成２０年１０月まで４回にわたり、介護保険法第７６条第１項、同法第８３条第１項及び同法第１１５条の６第１項の規定に基づき、検証のため相手方の帳簿、書類等の提出命令を行いました。すべての帳簿、書類には至りませんでしたが、本町に存在する資料に基づき、平成２１年１月２２日、返還金額を居宅介護分９１万１,４７０円、訪問介護費分１１５万７,０７６円、合計２０６万８,５４６円と確定いたしました。その後、公判中において一部変更が生じ、現在の金額は２００万６,３９９円となっています。平成２１年２月６日、介護保険法の規定に基づく介護保険の返還請求を行い、その後、平成２５年９月まで再三にわたり納付書を発送し、返還請求を行ってまいりました。しかしながら、被告がこれに応じないため、熊本地方裁判所に対し、相手方が本町から支払いを受けた介護報酬の返還及び遅滞損害金の支払い等２００万６,３９９円の支払いを求めて、平成２６年５月８日、町臨時会において訴えの提起に関する議案を提出し、議決を得た後、平成２６年５月２３日、熊本地方裁判所阿蘇支部に訴訟の提訴を行ったものでございます。

平成２６年８月８日の第１回公判から計１８回の公判が行われ、審理が進められてきましたが、本年２月１３日、熊本地方裁判所から訴訟代理人である弁護士を通じて和解案が示されたものでございます。和解案は、先ほど町長が申し上げましたとおり、本町が損害賠償を求めた２００万６,３９９円に対して、その後の審理経過を踏まえ、解決金として１１５万円の支払い義務が被告にあることとするものであります。その他につきましては、記載されているとおりでございます。

南阿蘇村におきましても、本町と同じ平成２６年５月２３日に熊本地方裁判所阿蘇支部に訴訟の提訴を行い、熊本地方裁判所民事第三部で計１５回の審理を重ね、平成２８年１２月５日に熊本地方裁判所から訴訟代理人である弁護士を通じて和解案が示され、同年１２月１６日開催の南阿蘇村議会において和解の議決が行われて

おります。

また、和解条項の内容につきまして、金額については損害賠償を含めた金額が当然ながら異なりますので相違しますが、返還請求金額に対する解決金の割合は57%であり、その他の条項についても本町の和解条項と同様であります。

このことを踏まえ、訴訟代理人である弁護士と協議の結果、やむを得ないものと受け止め、この和解を受け入れることといたした次第であります。御理解を賜りたいと存じます。

以上、概要説明をいたしました但、御審議いただき、議決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号、訴訟上の和解についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、訴訟上の和解については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でございました。

—————○—————

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平 成 29 年 第 2 回 臨 時 会

平成 29 年 2 月 発行

発行人 高 森 町 議 会 議 長 田 上 更 生
編集人 高森町議会事務局長 佐 藤 幸 一
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168  
電 話 (0967) 62-1111